

(趣旨)

第一条 この要綱は、内灘町が発注する建設工事における入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の五の二の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第二条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が三千万円以上の工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害復旧に係る対象工事については、予定価格が五千万円以上の工事とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、町長が緊急の必要等により制限付き一般競争入札に付することが適当でないと認めたときは、これによらないことができる。

(入札に参加する者に必要な資格)

第三条 町長は、内灘町請負業者有資格者名簿に登録されているもののうち、対象工事の内容に応じて、次に掲げる事項のうちから必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)として定めるものとする。

- 一 本支店又は営業所の所在に係る事項
 - 二 対象工事種別に係る経営事項審査の総合評定値
 - 三 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
 - 四 技術者の状況
 - 五 施工実績に係る事項
 - 六 施工計画に係る事項
 - 七 その他町長が必要と認める事項
- 2 令第百六十七条の四の規定に該当する者及び第六条に定める対象工事の入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までの間に内灘町の指名停止措置を受けた者は、対象工事の入札に参加できない。

(選考委員会)

第四条 町長は、次に掲げる事項を審査するため、内灘町請負業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設けるものとする。

- 一 入札参加資格に関する事項
 - 二 入札参加資格確認申請書を提出した者の入札参加資格の有無及びその資格がないと決定された者からの請求に対する対応
 - 三 その他町長が必要と認める事項
- 2 選考委員会は、内灘町指名審査委員会規程(平成元年内灘町規程第二号)に定める指名審査委員会がこれを兼ねるものとする。

(公告)

第五条 町長は、令第百六十七条の六及び内灘町財務規則(昭和四十年内灘町規則第四号)第五十五条の規定により、入札参加資格、入札の日時及び場所その他入札について必要な事項を公告するものとする。

- 2 当該工事の入札に関する公告は、内灘町公告式条例(昭和三十五年内灘町条例第九号)に規定する掲示場において掲示するほか、内灘町ホームページ等において公表するものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第六条 対象工事の入札に参加を希望する者は、提出期限日までに入札参加資格確認申請書(別記様式第一号。以下「確認申請書」という。)に入札参加資格の審査に必要な書類(以下「関係書類」という。)を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された確認申請書及び関係書類は、申請者に返却しない。
- 3 確認申請書及び関係書類は、当該申請者以外の者に関覧させ、若しくは公表し、又はほかの目的に使用してはならない。

(入札参加資格の決定及び通知等)

第七条 町長は、選考委員会の意見を聞いて、入札参加資格の有無を決定するものとする。

- 2 前項の入札参加資格の確認は、確認申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。
- 3 町長は、第一項の規定により入札参加資格の有無を決定したときは、入札参加資格確認結果通知書(別記様式第二号)により申請者に通知するものとする。
- 4 入札終了までの間は、入札参加資格を有する者の氏名等を公表しない。

(無資格者に対する理由説明)

第八条 前条第一項の規定により、入札参加資格がないと決定を受けた者は、長に対し、同条第三項の規定による通知のあった日から五日以内に書面により決定理由の説明を求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答する。
 - 3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第三項の通知を取り消しし、前項の回答とあわせて改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、選考委員会の議を経るものとする。
(設計図書等の閲覧、貸出し及び質問)
- 第九条 町長は、第五条に定める公告後、当該工事の単価抜設計書及び関係資料(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供する。

- 2 入札参加資格を有する者から書面により設計図書等の貸出しの申出があったときは、第七条第三項に定める入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から貸し出すことができる。
- 3 設計図書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、書面によらなければならない。
- 4 前項の質問に対する回答は書面によって質問者に通知し、その写しを閲覧に供するものとする。
(入札結果の公表)

第十条 町長は、入札が終了したときは、その結果を速やかに公表する。
(雑則)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附 則

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(令和元年六月五日告示第六号)

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和元年十一月二五日告示第三四号)

この告示は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則(令和七年三月二八日告示第二六号)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

入札参加資格確認申請書

年 月 日

内灘町長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

下記の工事に係る入札参加資格の確認を申請します。
なお、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと並びに申請書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 関係書類

1 同種・類似工事の施工実績調書

2 配置予定技術者調書

3 その他必要な書類

なお、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年月日までに(内灘町役場総務部総務課入札契約係)その旨を記載した書面を提出してください。